

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 計画区域内においては、それぞれ別表第2(ア)欄の地区整備計画において区分された地区(以下「計画地区」という。)の区分に応じ同表(イ)欄に掲げる建築物以外の建築物を、建築してはならない。ただし、市長が良好な居住の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず第3条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物に関する制限を定め、<u>地区計画の区域内にあっては適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを、集落地区計画の区域内にあっては良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることを</u>目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 計画区域内においては、それぞれ別表第2(ア)欄の地区整備計画又は集落地区整備計画において区分された地区(以下「計画地区」という。)の区分に応じ同表(イ)欄に掲げる建築物以外の建築物を、建築してはならない。ただし、<u>地区整備計画区域内で市長が良好な居住の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず第3条第1項の規定は適用しない。<u>ただし、第5号に掲げる範囲については、集落地区整備計画区域内の建築物に限る。</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 増築又は改築する建築物の敷地が別表第2に規定する当該建築物の存する計画区域における建築物の敷地面積の最低限度に適合すること。</u></p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9)</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)</td> </tr> </tbody> </table>	区域		省略		(9)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9)</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)</td> </tr> </tbody> </table>	区域		省略		(9)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)
区域													
省略													
(9)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)												
区域													
省略													
(9)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)												

備考 省略										

		130 条の 5 に 定めるものを 除く。)								
備考 省略										